

廃対第424号  
令和元年12月12日

岐阜県行政書士会会長 様

岐阜県環境生活部廃棄物対策課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の改正に係る許可事務の取扱い  
について

日頃から、県の廃棄物行政に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律37号）が令和元年6月14日に公布され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正されるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）が改正され、令和元年12月14日から施行されます。

この改正により、いわゆる「欠格要件」として規定されていた「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」が「心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの」及び「破産開始手続の決定を受けて復権を得ない者」とされました。

このうち、「心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの」については、施行規則において、「精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とされ、廃棄物処理業許可申請等に係る添付書類についても、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」が「心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるものに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」に改められました。

本県では、本改正が「成年被後見人等であることを理由に不当に差別されることのないよう、権利の制限に係る措置の適正化を図ったもの」であり、「成年被後見人等であることを理由として一律に欠格と扱うのではなく、適切に業務を行えるかどうかを判断することとするなどの措置を講じたもの」であるとの趣旨を踏まえ、「心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるものに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」として、以下の

書類の提出を求めることとしましたので、御承知おきいただくとともに、貴会会員へ周知くださるようお願いいたします。なお、申請者や役員等が成年被後見人等でない場合、提出書類に変更はありません。

① 成年被後見人等でない場合

「登記されていないことの証明書」（従来どおり） 又は 「医師の診断書」

② 成年被後見人等である場合

「医師の診断書」

なお、許可申請にあたっての留意事項や廃棄物処理業許可申請等の書類一覧については修正を行い、診断書の参考様式（医師の診断書に必要な診断項目を記載）とともに令和元年12月14日に県公式ホームページで公表しますので御確認ください。

【岐阜県ホームページ】

[https://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/gomi/haikibutsu/11225/index\\_18609.html](https://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/gomi/haikibutsu/11225/index_18609.html)

【関係通知】

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行について

（令和元年11月21日付け環循適発第1911211号、環循規発第1911212号）

岐阜県環境生活部			
廃棄物対策課 産業廃棄物係			
担当係長	神谷	担当	三好
TEL	058-272-8217		
FAX	058-278-2607		